

# 増税の前にやるべきことがあるたらう!

## 無利子!

## 無担保!

## 無期限!

## 貸付発覚!

国でも消費税の税率アップに伴う増税が国会で議決されたことは、周知の通りであります。ここ横浜でも、平成26年度より増税することが決まりました。



平成26年度からの10年間の期限付きで、1.個人市民税の均等割の税率の500円引上げ(上乗せ)、2.個人市民税の退職所得に係る10%税額控除の廃止等が横浜市会本会議で賛成多数により、議決されました。

関係団体へ「無利子」「無担保」で貸し付けをしていく事例があることが会派の調査で発覚しました。当初は貸付金や貯め込みがどれほどあるのかという観点から進めていた調査であり、その詳細を調査している中で見えてきた事実です。

この市政レポートの1面は、9月27日から10月16日まで開催された横浜市平成23年度決算特別委員会において、我が会派が取り上げた様々な問題について、市民の方々と一緒になって考えていきたいと思っております。

「無利子」「無担保」「無期限」「無保証」個別の経緯等は様々あると思いますが、仮に「法律上認められている正当な行為であったとしても、最終的にその負担のツケを支払うことになっている市民感情からは、決して許されるものではない」と我々は考えています。

外郭団体への無利子貸付  
横浜市から外郭団体へ

念が存在しないのではなにかという例も散見出来ました。「無利子」「無担保」「無期限」「無保証」「贈与」は、民間では常識的な評価ではないでしょうか。

さらに調査を進めると「無期限」「無保証」付きの4拍子揃い踏みも存在し、もはや返済という概念が存在しないのではな

等の保有資産の活用は、その資産、基金等を取り崩し、補助金への充当や横浜市への寄附(返し)でもらうなどを検討することになっていきます。外郭団体が定期預金や有価証券等で運用している資産は約832億円、そのうち仕組債が約77億円あることを会派の調査で確認しています。

3面で詳しくご説明いたしますが、私が質問した資源循環局の決算審査において、この点について触れています。例えば、1の外郭団体

況の監視どころか、コントロールすることも出来ません。外郭団体に対する横浜市の管理体制には強い疑問を感じています。今後問題提起と解決策、責任追及を徹底してまいります。

無償で貸付されている土地は、駐車場として経営されており、外郭団体の資金源となっております。今までの財政支援とは違う、見えにくい財政支援を行っている実態です。

経営状態の監視  
コントロール強化

項目	内容
1	先ほども取り上げましたが、平成23年度の外郭団体への補助金と委託料の合計は約515億円にのぼります。
2	横浜市からの貸付や、補助金、委託料等の余剰となった部分を貯めこみ、相応の資産形成をしているのが外郭団体の実態だと思っております。
3	また、平成23年度末の財政支援は、貸付金約763億円、損失補償1761億円、債務保証684億円、合計で約3208億円という多額の財政支援がなされています。横浜市土地開発公社の問題のように1300億円もの損失補償が顕在化するケースもあるため、経営状況を監視し、きっちりコントロールする必要があります。しかしながら、外郭団体を担当している横浜市職員に、数字の面等を確認すると、「わかりませんので、(外郭団体に確認します)」という回答が多くみられ、これでは経営状

公益財団法人 横浜市〇〇協会 駐車場事業 【収益事業】

番号	名称	収入	支出	利益	利益率
①	馬場町	7,011,411	969,743	6,041,668	86.2%
②	東神奈川	1,500,006	22,144	1,477,862	98.5%
③	根岸	19,158,377	66,235	19,092,142	99.7%
④	新横浜北	18,299,915	4,081,049	14,218,866	77.7%
⑤	新横浜	18,993,842	20,817,978	-1,824,136	-9.6%
⑥	平沼記念体育館	4,674,289	1,374,829	3,299,460	70.6%
⑦	合計	69,637,840	27,331,978	42,305,862	60.8%

豆知識  
横浜市土地開発公社の問題  
公社が保有する土地の含み損(簿価と時価の差額)が平成24年3月末時点で約708億円にのぼる問題。公社の清算のために横浜市が発行する第三セクター債等は、約1,300億円になり、土地の売却代金を償還に充てる予定だが、含み損が横浜市の財政に大きくのかかり、結果として、市民負担になる問題。

### ◆資源循環局 局別審査 平成23年度決算第二特別委員会 平成24年10月1日

平成23年度決算特別委員会の局別審査において、資源循環局の平成23年度決算審査を担当し、1.市役所におけるマイポトルの推進、2.市民へのマイポトルの推進、3.ふれあい収集、4.資源循環公社、5.ごみ処理原価、6.小型家電リサイクル法、7.廃棄物分野における国際貢献の7テーマにおける当局の認識を質しました。

ふれあい収集では、明確な規定がない安否確認方法について、明確な基準を定めるべきではないか。資源循環公社では、公社の財産約15億5,000万円について、横浜市に寄附をさせるべきではないかなどを指摘しました。

### ◆横浜市内のいじめの現状と課題

平成23年度の横浜市小中学校493校のいじめ認知件数は、2,161件となっております。過去4年間の推移を見ると、平成20年度

948件、平成21年度1,167件、平成22年度2,100件となっており、年々増加傾向にあります。

平成22年度から大幅に増加した理由として、児童支援専任教諭の配置や全教職員を対象とした調査の実施により、今まで発見することができなかったいじめを認知することができたものによりです。今までは発見できなかったいじめを一定の評価ができると思います。

しかしながら、この認知数でも、まだまだ認知に至らない隠れたいじめがあると思われま

す。また、いじめの発見、対応、解決は、一義的にはこの対応でよいとは考えませんが、やはり対症療法に過ぎません。現状では、一件一件のいじめを解決するだけで一杯の状況となっており、負の連鎖ではあります。この発見しては対応、解決というサイクルを絶つような取り組み、一過性ではない対応、対策に取り組むことが必要です。

は絶対に許さない」という大人の決意と覚悟を子供たちに示していく必要があります。子どもたちは、大人のことをよく見ています。

現在は、いじめ問題に対して、第三者に直接通報する仕組みも横浜にはありません。まだまだやるべきことはたくさんあります。議会のたびに、このいじめ問題については、教育委員会に対して厳しく問題提起、提言をしております。

横浜市 いじめ110番 0120-0167-11388 (365日24時間体制)

### 豆知識 児童支援専任教諭

平成22年度から、いじめや暴力行為、不登校、いわゆる「学級崩壊」等の小学校で発生する様々な問題に、学校が組織的に対応し解決するため、校内の中心的役割を担う児童支援専任教諭を小学校に順次配置しています。平成26年度までに全校配置する予定となっております。

### ◆児童虐待をなくすために声を掛け合う地域社会を

5月より、子ども青少年・教育委員会に所属し、子育てや教育に関することを担当しています。担当直後に港北区で死亡が、また瀬谷区で首を絞めるといった、いじめも重篤な児童虐待事例が発生しています。さらに先日は、栄区で頭を揺さぶり重傷といった児童虐待が疑われる事例も報道されています。

平成23年度に横浜市が新たに把握した児童虐待件数は820件。1日に約2件、新規の虐待が見つかっている計算です。前年度からの継続対応件数というところ

2,148件になります。件数だけをみても、簡単に解決できる問題でないことがお分かりいただけると思います。

横浜市ではプロジェクトを立ち上げて、未然防止に向けて体制強化を図っています。親や地域の方が気軽に児童虐待について、相談できる場所(マンガ3コマ目)も整備しています。

この問題、結局重要なのは地域の見守り力です。お互いに声を掛け合える社会が作れているか、否か。

### 多額の評価損 外郭団体を揺るがす仕組債

仕組債。あまり聞きなれない言葉です。一言で表せば、ハイリスク・ローリターン金融商品です。近年では国内の有名大学も仕組債を保有していたことが原因で、資産運用に大きく失敗したことがニュースになりました。今、横浜市の外郭団体でも仕組債を巡って大きな問題が起きています。

命科学振興財団、横浜市社会福祉協議会、横浜市緑の協会、ケープブルシティ横浜、帆船日本丸記念財団、横浜市老人クラブ連合会そして横浜スタジアムです。

この問題をいち早く指摘してきたのが、私です。昨年の夏から会派で調査を重ね、第4回市会定例会の一般質問にて林市長に対し、問題を指摘しました。

仕組債という金融商品は販売している証券会社ですら中身を正確に把握していないケースがあると言われているほど、設計が複雑な金融商品です。世界経済を揺るがした、アメリカのサブプライム・ローン問題と根本は同じです。中身が複雑で誰も分からない。しかし、ひとつだけ

「基本的には発生しない」と思われる事態が発生してしまふことにより、金融商品がポロポロになってしまふ、つまり価値がなくなってしまう。サブプライム・ローンの時は「住宅価格は未来永劫上がり続ける」というのがアメリカ国民が信じて疑わなかった原因は何だったのでしょうか。

それは昨年のギリシャの財政問題に端を発した欧州の金融危機であり、為替相場は一気に円高になりました。当時、1ドル100円、105円ほどで推移していたドル/円相場が一気に70円台の円高になりました。また、ユーロ/円相場も1ユーロ1120円くらいで推移していたのが一気に100円程度の円高に進行しました。横浜市の外郭団体が保有している仕組債にとって、為替相場の急激な円高は想定外でした。

融商品に手を出す時の基本です。仕組債というのは一見、条件がいろいろです。ほとんどの商品は購入から30年の長期債券です。金利は当初の6カ月、3年間は2.5%、12%と高い利率設定。どうでしょう。このご時世に12%の金利。しかも満期まで保有すれば、額面金額の100%が償還されます。

でも、騙されてはなりません。30年後の1億円でも、騙されてはなりません。30年後の1億円でも、騙されてはなりません。30年後の1億円でも、騙されてはなりません。30年後の1億円でも、騙されてはなりません。

### ◆平成25年度予算編成における指針案を提出

みんなの党横浜市議員団は、10月16日に、林市長に対して「平成25年度予算編成における指針案」を提出しました。

現在、日本は深刻な財政状況にあり、将来のビジョンが見えない不安と閉塞感に次第に解消されず、日本社会の持続可能性が危惧されます。このような状況下において、横浜市においても抜本的な改革が置き去りにされたまま、財源不足を理由とした市債発行が行われています。もはや問題を先送りしていくことは許されません。「横浜の地域社会を健全に保ち、元気に育てるため」に将来にわたるグランドデザインを描き、着実に歩みを進める必要があります。

本指針案は、これまでの慣例や横並び主義、利益誘導型の要望とは一線を画し、横浜市の発展と改革を祈念する思いから、予算編成に際し考慮すべき提言集としてまとめました。ホームページにとりまとめを行なう上での基本的な考え方についてをまとめておりますので、ぜひご覧ください。



平成23年度政務調査費収支報告

平成23年度の政務調査費の収支が確定し、公開が始まりましたのでご報告いたします。

収入	6,050,000円	支出	6,050,000円	差し引き	0円
支出の内訳					
研究会・研修会費	2,142円	広報・広聴費	2,382,007円	事務費	1,372,933円
調査研究費	152,546円	人件費	948,877円	事務所費	1,067,441円
資料費	124,054円	会議費	0円	その他	0円

この市政レポートは、政務調査費を活用しています。

◆横浜市市税条例等の一部改正と議員提案条例

1面でもお知らせの通り、この横浜でも、平成26年度より増税することが決まりました。

平成26年度からの10年間の期限付きで、1.個人市民税の均等割の税率の500円引上げ(上乗せ)、2.個人市民税の退職所得に係る10%税額控除の廃止等をするものであり、この個人市民税の増税で捻出できる財源は、年間約10億円となります。

すでに個人市民税には、均等割に加え、「横浜みどり税」が平成21年度からの5年間の期限付きで、年間900円が上乗せされています。

この「横浜みどり税」は、来年度で終了するため、関連する議論が行われる予定です。

みんなの党横浜市会議員団14名と無所属議員2名の共同提案により、「横浜市常勤特別職員の給料及び手当に関する条例及び横浜市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の臨時特例に関する条例」を9月6日に市会本会議に提出いたしました。

本議案は、平成24年10月から年度内に限定し、市長・副市長等および横浜市会議員の給与等を100分の13削減するための特例を定める条例案です。

組んでまいりました。しかし、平成24年度予算は防災・減災の取り組み等を市債の増発で行ったことは、周知の事と思えます。

さて、周辺自治体を見てみますと、神奈川県も川崎市も苦しいなかで、実際に減額予算を組んで、必要な資金を捻出している事実があります。

私が会派の財源確保の考え方としては、市債に安易に依存せず、資産仕分けや、義務的経費の見直しなどの構造改革等によってなされるべきと考えています。

これらの視点から、我が会派は議会の場などを通じて再三、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)の附則第12条には、地方自治体においての適用が明示されているにもかかわらず、なぜ市長は見ぬふりをされるのか」と、一貫して主張してまいりました。

我々のこの声に対し、市長答弁は「国の削減については、震災対策に当てる財源を捻出するために期限を切って行っている。また、「特例法は復興財源に充てることを目的として、地

方公共団体の場合は国とは状況が異なる。」といったものでした。

ところが、議会では、「国の復興と横浜市の防災は違う」と言ってきたのは、市長から、突然、東日本大震災復興基本法第2条を根拠に、防災・減災対策の117億円を含む「緊急防災・減災事業債」の償還財源にあてるため、個人市民税の増税を行う旨の議案が9月6日に提出されました。

この観点からも、我々としては、市債発行の考え方については、やはり中期計画を堅持し、個別事業施策は優先順位の高いものから、予定した財源枠の中で実施すべきと考えています。

それが出来ないのであれば、横浜市もその財源の一部を市長および副市長、議員等の人件費から捻出することも、やむを得ないと考えています。

尚、条例提出時点で中期計画を超えた市債の発行が明らかになっていくのは本年度のみであったため、今回の対象期間については、今年度のみを対象とした時限条例といたしました。

具体的には、報酬及び給与の削減幅の考え方について、国での議論を参考にし、市長および副市長等については給料月額、期末手当等を、我々市会議員については報酬月額と期末手当のそれぞれ100分の13といたしました。

しかしながら、横浜市市税条例等の一部改正

は賛成多数により可決、議員提案条例は反対多数により否決となりました。採決前の9月19日の本会議において、我々は討論を行い、主張を申し述べました。

【討論全文】

みんなの党横浜市会議員団を代表して、市第35号議案(横浜市市税条例等の一部改正)反対と議案第7号議案(横浜市常勤特別職員の給料及び手当に関する条例及び横浜市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例)の臨時特例に関する条例の制定)否決に反対の立場から討論させていただきます。

反対する趣旨は、一言でいうと「いいところ取り」だからです。

市第35号議案は「臨時特例法」を根拠にしています。これにより個人市民税を増税するもので

「東日本大震災復興基本法」に基づいて定められました。このふたつは決して切り離すことができないものなのです。

国は「東日本大震災復興」の財源を捻出するために「臨時特例法」を制定し増税を認めました。合わせて「国家公務員の給与カット」を設けたので

律なのです。そうであるなら、地方においても同様です。「東日本大震災復興」のための増税を、この「臨時特例法」で行うのであれば、国家公務員と同様に地方公務員の給与もカットすべきなのは当然です。

ところが市長は、国は市は市であるとして、国家公務員の給与をカットしても横浜では地方公務員の給与はカットしないと答弁されています。これはどう考えてもいいところ取り過ぎるのではないのでしょうか。国は国、市は市であるなら、増税の部分についてもやはり、別として応じる必要はないはずで、増税だけ国に合わせ、給与カットは関係ないという姿勢は納得できません。

国会議員も、増税をするので自らの歳費を今年5月から2年間で合計540万円をカットしていただきます。なぜ、横浜では自らの身を切る決断ができないのでしょうか。

さらに増税の使い道についても疑義があります。先日NHKで報道されていた復興予算費が予想外のところに利用されているというドキュメンタリー番組です。市長もご覧になられたでしょうか。

国の3次補正9兆2,000億円のうち、実に2兆4,500億円もお金が被災地以外に回っていることが明らかになりました。中には終

了した事業が「復興」という名の免罪符をもらって復活していると思われるものもありました。

本市においても震災対策・防災対策が必要なのは十分に理解します。しかしながら、増税分120億円の使途は明確でしょうか。常任委員会でも使い方のわかりにくさが指摘をされてきました。

今回の臨時特例法では平成23年から27年までの5年間で実施する防災対策のための財源の確保とされています。横浜市ではこの5年間で31事業、926億円の事業費が見込まれています。この中には震災前から事業計画のあったものもあり

私たちが危惧するのは、先程の国と同じように震災対策が免罪符になっっていないかということです。中身を精査しない「あれも、これも」というのは増税ありきの議論ではないでしょうか。

総事業費926億円のうち、82.5%にあたる764億円は市債発行に頼ることになります。仮に10年間の増税分120億円を全て償還に当てたとしても13%程にしか充当しません。結局は市債発行と、増税という市民にさらなる負担を負わせることになり

これが増税を認めるというのであれば、なんのための議会であるのか情けなくあります。そもそも、今回の市民税増税をするかどうか

は各自自治体の判断に任せております。言い方を換えれば、横浜市が行財政改革によって財源を捻出できるのであれば、増税は必要ないことなのです。

横浜市が行財政改革に努力をしてきたことは承知していますが、市有地の売却や貸し付けなどによる財源捻出や、外郭団体への補助金や交付金の見直しなど、行政改革をやり尽くしての増税でしょうか。仕組債を始め、これらの課題についても私どもの会派から指摘をさせていた

少なくとも今回は「臨時特例法」に基づいて増税するのであれば、公務員の給与カットとはひとつのパッケージです。給与カットを前提とした法律、いわゆる「抱き合わせ法案」です。仮に横浜市で約6%の水道・交通・病院事業会計分を除く公務員の給与カットをした場合には年90億円の財源が捻出できるのです。

市民の皆さんに負担増をお願いするのであれば、少なくとも市長をはじめとする幹部職員と議員は率先して痛みを分かち合う必要があると思います。以上の問題意識から、今回、市長と管理職、私たち議員の給与および報酬を削減する条例も合わせて提案させていただきます。

先般、財務省は総務省を通じて、平成25年度以降は地方公務員の給与カットを求める方針を決めたとの新聞報道も

ありました。国から言われてようやく重い腰を上げるのか、それとも地方分権の時代にあつて国の動向を参考に自主的に動くのか、そこが今、問われていると思います。

以上、反対討論とさせていただきます。



本会議で2回目の質問(議案関連)

昨年12月の議会とは異なり、同日付で市長より提出された議案に関する質疑を行いました。そのうち、市第4号議案(地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の制定)市第11号議案(横浜市公園条例の一部改正)市第12号議案(横浜市建築基準条例の一部改正)市第15号議案(横浜市立学校条例の一部改正)の4項目10問について質疑を行いました。

◆消防局 局別審査  
平成23年度決算特別委員会平成24年10月1日  
平成23年度決算特別委員会の局別審査において会派を代表して、「消防局」の平成23年度決算審査を担当し、1.不祥事の再発防止、2.防犯施策、3.住宅用火災警報器の設置促進と火災予防、4.119番通報とその対応、5.市民への情報提供ツール、6.横浜市の防災計画(震災対策編)の市民意見募集の6テーマにおける当局の認識を質しました。

不祥事の再発防止では、相次ぐ消防職員の不祥事についての認識や今後の取り組み、119番通報とその対応では、救急搬送抑制のために救急車を出場させないことはあるのか。市民への情報提供ツールでは、アプリを活用した情報の提供の必要性を問いました。

◆平成24年第2回定例会本会議(2日目)議案関連質問 平成24年6月8日  
6月8日に会派を代表し、本会議にて林市長、山田教育長に質問を

◆平成24年第2回定例会本会議(2日目)議案関連質問 平成24年6月8日  
6月8日に会派を代表し、本会議にて林市長、山田教育長に質問を

# 中学校給食の実現に向けて



アジェンダ及び選挙公報でお約束した「中学校給食の早期実現を目指す」の公約を実現するべく、会派で中学校給食のプロジェクトチーム(以下、PT)を立ち上げ、調査・研究を続けています。

## 法律にも規定がある中学校給食

我々は、ここ横浜でも中学校給食を実施するために調査研究を開始しました。

給食とは、学校給食法第11条第1項、第11条第2項、第7条に定義づけられています。簡単にすると、「栄養士等が管理をし、調理場の設置、運営、調理人の人件費等は、当該学校の設置者が負担すること」が給食の定義となります。

この数字を見ると、中学校給食がないのが不思議なことも納得できます。

学校給食法第4条には「義務教育諸学校の設置者は、学校給食が実施されるよう努めなければならない。」と法律で給食は実施する

中学校給食であると考えます。選択式ですので、お弁当を持参したい家庭はお弁当を、給食が必要な場合は給食を選択できます。

但し、タンパク質やカルシウムの供給源として、ミルク給食は全生徒の牛乳代として、平成24年度は、46,452円が別途必要となっております。

給食が必要な場合は、ランチカード(プリペイドカード)を10食分(2,800円)や20食分(5,600円)などの単位で事前に購入します。メニューごとの予約数を把握して食材の発注をする必要があるため、実施日の3日前(土・日・祝除く)までに予約機にランチカードを挿入して予約し、食券を求めます。また、マークシートで1か月まとめの予約も行っています。

給食費(食材費)は、1食280円となっておりますが、食材費以外の運営費として、1食あたり平成21年度約420円、平成22年度約375円となっております。

この「中学校スクー

減っている要因は、食数が増えていることが挙げられることです。喫食率は、平成21年度55.8%に対して、平成22年度は57.4%となっております。

名古屋市では、各校にランチルームが設けられており、食事にふさわしい場として、生徒が楽しくくつろぎのある雰囲気であるように配慮されています。

ランチルームは毎日使えるわけではなく、月何回か利用できるようになっており、視察先の中学校では、3日に1回のことでした。食事以外にも多目的に利用されています。

メニューは、ランチルーム用のメニューとしてAとBの2種類、教室用のメニューとしてCとDの2種類が用意されています。

この日のメニューは、Aがヒレカツ・パン・パインアップル・ベジタブルソテー・ハムのドレッシング和え・コンソメ

スープ・マーマレード、Bがチンジャオオロースーパインアップル・えびしゅうまい・春雨サラダ・チーズフィッシュ・コンソメスープとなっております。

尚、教室用のCとDのメニューもランチルームメニューと同様でした。

ランチルームでは、Bメニューのチンジャオロースーパインアップルが盛り付けし、提供されていました。

給食を選択した生徒は、食券と引き換えにランチを受け取り、楽しそうに食事をしていました。

岡山市では、昭和31年10月より一部の中学校で給食が始まり、昭和38年5月に全中学校でミルク給食、同7月に全ての中学校で給食が始まりました。昭和58年4月に全中学校で完全給食となりました。



名古屋市の中学校給食B

今回の視察では、センター方式を学ぶため、共同調理方式の視察を行いました。

視察先は、岡山学校給食センターで昭和46年9月より運営されています。施設は公設、運営(調理・配送)は民間となつている公設民営のセンター調理方式です。

出来上がった給食は食缶に詰められ、また、保温機能があるコンテナに収められたのち、各中学校にトラックで配送されます。

各中学校に届くと配膳室に運ばれ、給食の準備が行われます。

この日のメニューは、さわらのお茶葉入り天ぷら、ご飯と骨コツ



名古屋市の中学校給食D

りかけ、黄にらのすまし汁、デコボンと牛乳でした。

お肉だけではなく、魚も使ったバランスのよい給食と感じました。食育の観点もとても大切なことであると感じました。

楽しい給食が終了すると片付けが行われ、食缶や食器を配膳室に戻します。

配膳室では、給食委員の生徒がその様子や残飯をチェックし、啓発を図っていました。

準備から配膳、食事、片付けまで35分間となつており、差ほど時間がかかっていないイメージを強く感じました。



岡山市の中学校給食

山市、委員会視察として、京都市の中学校給食の取組を視察しました。

また、中学校給食の導入については様々なご意見を頂戴しており、その中でお子さんを市立中学校に通わせている保護者の方から「中学校には、希望者に弁当を販売することは把握しているのか。全的にやるか」というご指摘をいただきました。

まず、平成23年5月時点のデータですが、市立中学校147校中、弁当

販売実施校が96校、パン等販売実施校が20校、未実施校が31校となっております。

多くの民間企業に運営を委託している岡山市のように、全国の自治体の多くは民間企業に業務を開放しています。

**いそべ圭太 プロフィール**

昭和56年(1981)年8月26日  
 保土ヶ谷生まれ 保土ヶ谷育ち 31歳  
 横浜市立星川小学校・横浜市立保土ヶ谷中学校  
 神奈川県立保土ヶ谷高等学校・帝京大学法学部法律学科 卒業  
 高校時代には生徒会長  
 大学時代より自治会町内会の役員を務め、現在は青少年指導員。  
 横浜市内の民間企業に就職・5年間在籍  
 平成23年(2011年)横浜市議員 保土ヶ谷区選出(1期目)  
 こども青少年・教育委員会委員 減災対策推進特別委員会委員

■横浜市議員 磯部圭太政務調査事務所  
 〒240-0065 横浜市保土ヶ谷区和田1-20-22  
 TEL : 045-337-3331 FAX : 045-337-3332

個人HP <http://www.iso-becchi.com>  
 会派HP <http://yokohama.your-party.jp>  
 E-mail [keita-isobe@iso-becchi.com](mailto:keita-isobe@iso-becchi.com)  
 Twitter @keita\_isobe

みなさまの声を  
お聞かせください!



販売実施校が96校、パン等販売実施校が20校、未実施校が31校となっております。